

○松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

平成7年9月25日

告示第329号

改正 平成9年4月1日告示第112号

平成11年3月31日告示第101号

平成16年3月26日告示第67号

平成20年3月31日告示第170号

平成24年7月9日告示第399号

（目的）

第1条 この要綱は、歩行困難な重度心身障害者（児）が電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難なため、自家用自動車を使用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、当該心身障害者（児）の社会活動の範囲を広めるとともに、その世帯の経済的負担の軽減を図り、もって在宅重度心身障害者（児）の福祉の増進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。

（受給資格者）

第2条 助成を受けようとする者（以下「受給資格者」という。）は、次の各号に該当する者又は当該心身障害者（児）と生計を一にしている者とする。ただし、松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱（昭和54年告示第136号）第3条の助成を受けている者は対象者としなない。

（1） 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

（2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条第3項別表第5号に規定する下肢又は体幹機能障害、内部障害並びに視覚障害の1級及び2級に該当する者又は知的障害者福祉法に基づく療育手帳制度の実施について（昭和48年厚生省発児第156号）に定める重度の障害を有する者

（3） 助成対象者に係る前年の所得税額が、21,000円以下の者

（4） 地方税法（昭和25年法律第226号）第162条に規定する自動車税及び同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けている者

（申請等）

第3条 受給資格者は、助成を受けようとするときは、松本市重度心身障害者（児）自動車

燃料費助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその審査を行い、助成の可否を決定し、松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成額）

第4条 助成額は、第3条第2項の規定による助成決定をした日の属する月からその年度の3月までの月数に、1,400円を乗じた額を限度額とし、その間に供給を受けた燃料費を対象とする。ただし、助成の決定を受けた者（以下「受給決定者」という。）が当該年度において助成決定前に受給資格を有していたときは、受給資格を有するに至った月から当該年度の3月までの月数に、1,400円を乗じた額を限度額とする。

（請求）

第5条 受給決定者は、助成金の支給を受けようとする場合には、松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費助成金支給請求書（様式第3号）に領収書等を添付して市長に請求するものとする。ただし、当該年度未請求分は翌年度に繰り越し請求することができない。

（支払）

第6条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、助成金額を決定のうえ、助成金を受給決定者名義の預金口座へ振り込むものとする。

（資格喪失）

第7条 第2条に規定する要件を欠いた者は、要件を欠いた日に助成を受ける資格を喪失したものとする。

（返還）

第8条 市長は、偽りその他の不正により助成金を受けた者があるときは、当該助成金を返還させることができる。

（届出義務）

第9条 受給決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、松本市重度心身障害者（児）自動車燃料費受給決定者変更届（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1） 第2条に定める要件に変更を生じたとき。
- （2） 氏名・住所を変更したとき。
- （3） 死亡したとき。
- （4） 使用自動車を変更したとき。

(5) 車を使用しなかったとき。

(補則)

第10条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日告示第112号)

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日告示第101号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成20年3月31日告示第170号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は同年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日告示第399号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成申請書						
					年 月 日	
(あて先)松本市長						
住所						
申請者						
氏名 ㊟						
(続柄)						
松本市重度身体障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱第3条第1項の規定により助成を受けたいので申請します。						
受給資格者	住所				電話	
	氏名		生年月日	年 月 日		
身体障害者手帳番号(交付年月日)	第 号(交付年月日)	県号	等級	1級 2級	障害の部位	1 下肢機能障害 2 体幹機能障害 3 内部障害 4 視覚障害
療育手帳番号(交付年月日)	第 号(交付年月日)	県号	障害程度	A1・A2		
自動車税・軽自動車税の減免適用の有無	有・無	登録番号				
		受理年月日	年 月 日			
経済的要件	(1) A	(2) B	(3) C1	(4) C2	(5)所得税年額 D	円 階層

備考 身体障害者手帳、療育手帳を提示すること。

決	上記について、次のとおり決定してほしいでしょうか。				起案月日	・ ・
	1 助成する 2 助成しない				決裁月日	・ ・
裁	係	福祉司	係長	課長	施行月日	・ ・
						決定 No.

様式第2号(第3条関係)

松本市重度心身障害者(児)自動車 燃料費助成可否決定通知書	
H120 年 月 日	
様 松本市長	
年 月 日付けで申請のあつた松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成 について、下記のとおり通知します。	
記	
1 助成することに決定しました。	決定No.
助成決定者	氏名
	住所
登録車両番号	
助成対象期間	年 月 月まで (カ月間)
助成額	助成対象期間内に供給を受けた燃料費相当額 ただし、円(× 月)を限度額とする。
2 申請を却下します。	
理由	1 住民登録がされていないため。 2 障害部位、等級が助成対象外のため。 3 前年所得税額が、助成資格要件の限度額()を超えているため。 4 所得税、市県民税の申告をされていないため。 (申告後、経済的要件の審査をし、改めて可否を決定します。) 5 自動車税、軽自動車税の減免適用外のため。 6 タクシー利用料金助成を受けているため。
注意事項	1 自動車税・軽自動車税の減免適用を受けた登録車両以外は使用してはならない。 2 助成決定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、別に定める様式により市長に届け出なければならない。 (1) 第2条に定める要件に変動を生じたとき。 (2) 氏名・住所の変更 (3) 死亡 (4) 使用自動車の変更 (5) 車の不使用 (6) その他(理由)

様式第3号(第5条関係)

松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成金支給請求書

請 求 金 額					
---------	--	--	--	--	--

(ただし、 年 月分から 年 月分までの費用として)

松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱第5条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 松 本 市 長

住 所 松本市.....

氏 名 印

上記の金額を下記預金口座にお振込みください。

取引金融機関名

(フリガナ)

口 座 名 義

口 座 番 号 当・普.....

*下記の欄には記入しないでください。

処 理 欄	決定No.	助成限度額 A	助成済額 B	今回助成額 C	残 額 (A-B-C)
			円	円	円

様式第4号(第9条関係)

松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費受給決定者変更届 年 月 日 (あて先)松本市長 住 所 届出者 氏 名 (続柄) ㊟		
松本市重度心身障害者(児)自動車燃料費助成事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。		
受給決定者	氏 名	
	住 所	松本市
届出事項	1 障害程度の軽減 2 氏名の変更 3 住所の変更 4 転出 5 死亡 6 使用自動車の変更 7 車の不使用 8 その他 (理由)	
変更年月日	年 月 日	
変更事由	旧	新

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第9条関係)